

おやつ(ドーナツ)の配膳と 看護職の刑事責任(2)

松本・山下総合法律事務所 弁護士 山口 祐輔

1 はじめに

本誌133号でご紹介した事件(特養入居者がおやつのドーナツを食べた直後に死亡した事故に関し准看護師が業務上過失致死罪で起訴された事件)が控訴審で「無罪」と判断されましたので(東京高裁令和2年7月28日)、以下ご紹介します。

2 事案の概要

- (1)A(准看護師)は、社会福祉法人の運営する特養老人ホームに勤務し、看護業務のほかに一部の介護業務も担当していました。
- (2)本件事故当日、X(当時85歳)を含む入居者17名がおやつのため食堂に集まり、途中からAが介助を手伝いました。
- (3)この日のおやつは、ドーナツ(直径約7cm、厚さ約3cm)とゼリーでした。Xにはゼリーを配るようになっていましたが、介護士はAに対し誰にゼリーを配膳するか伝えませんでした。そのため、Aは、Xにゼリーを配るという認識がなく、Xにドーナツを提供してしまいました。
- (4)その後、Aは他の利用者の介助に入りましたが、X

が椅子の背もたれに寄りかかりあごが上がった状態であることを他の職員が発見しました。この時、Xに意識はなく心肺停止に陥っていました。なお、Xの口腔内にはドーナツ片がありました。

- (5)Xは救急搬送されましたが、搬送先の病院で低酸素脳症により死亡しました。
- (6)Aは、Xがドーナツを摂取する際にこれを注視して窒息を防止する義務に違反した過失があるなどとして、業務上過失致死罪により起訴されました。

3 裁判所の判断

- (1)一審判決は、「本件施設の利用者に間食の形態を誤って提供した場合、特にゼリー系の間食を配膳することとされている利用者に常菜系の間食を提供した場合、誤嚥、窒息等により、利用者に死亡の結果が生じることは十分に予見できた」として、Aには間食の形態を確認して窒息事故等を防止すべき義務に違反した過失があり、業務上過失致死罪が成立するとしました。
- (2)これに対し、控訴審判決は、一審判決が問題としたような広範かつ抽象的な予見可能性では刑法上の注意義務を課することはできず、ドーナツによる被害者の窒息に対する**具体的な予見可能性**を検討すべきとしました。その上で、本件の具体的状況から、「本件ドーナツで被害者が窒息する危険性の予見可能性は相当に低かったといえる」として、Aに過失を認めず、無罪判決をしました。

4 コメント

法律上の「過失」責任を問うためには、結果を予見できたこと(予見可能性の存在)が必要です。控訴審判決は、一審判決の予見可能性の捉え方が広範・抽象的に過ぎると厳しく批判しました。特に刑法上の過失責任を問うには、具体的に結果を予見できたことが必要というべきであり、控訴審判決の指摘は妥当です。また、控訴審判決に対しては、介護現場への萎縮効果を食い止めたとの評価もなされています。

松本・山下総合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件(相続、離婚、債務整理、刑事事件等)も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号
日進センタービル7階
電話 043-225-5242

